

特定非営利活動法人日本歯周病学会若手研究者育成ファンドに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は日本歯周病学会（以下「本学会」という。）の事業の一環として、日本歯周病学会若手研究者育成ファンド（以下「本ファンド」という。）に関する必要な事項を定める

(目的)

第2条 本ファンドは、次世代の歯周病学研究の質の向上を支援するために、若手研究者に対する奨学金助成を行い、今後の歯周病学の発展に寄与することを目的とする。

(ファンド資金)

第3条 本ファンドの資金は、基金としての400万円と一般会計予算からの毎年200万円とする

(助成金額)

第4条 奨学金助成の金額は、年間200万円を総額とし、1件の上限は100万円とする。

(助成対象者)

第5条 助成対象者は、次の各号のいずれかから選考する。

- (1) 自薦書から判断される歯周病学研究に没頭しようとする意欲のある若手研究者
- (2) 特に、国内外の留学者（留学中、内定者、あるいは希望者）
- (3) 研究指導者あるいは受入研究者による評価が高い者

(助成対象者の資格)

第6条 助成対象者は、本学会正会員、準会員である期間が2年以上であり、かつ、歯周病学の研究のエフォートが50%を超え、かつ申請時において次の各号のいずれかを満たす者とする。

- 1 大学院生（高学年）
- 2 所属研究機関より報酬を得ていない研究者（研修や大学院修了後、何らかの研究ポストにある）
- 3 留学に自費を充てている者（日本からの公費や助成金による留学ではないこと）

(助成対象者の義務)

第7条 本ファンドによる奨学金を助成された者には、成果の還元等の義務を負う。

- 1 助成後1年以内に研究成果について報告レポート（A4で1ページ程度）を日本歯周病学会の学会誌あるいはNewsletter上に発表する。
- 2 若手研究者の集いで若手研究者のために研究経験を口頭発表し、交流を行う。
- 3 税務に関する手続きは、個人の所得として助成者が自発的に行う。
- 4 指定された研究期間に本規程第6条の資格を喪失したときは速やかに日本歯周病学会に報告し、返納を含めた日本歯周病学会の決定に従う。

(助成件数)

第8条 助成件数は、各年度2件以内とする。

(助成対象者の決定)

第9条 助成候補者は、選考委員会で選出し、理事会の議を経て奨学金助成者を決定する。決定内容は、日本歯周病学会のNewsletterとホームページ上で公表する。

- 1 選考委員長（以下「委員長」という。）は、研究委員長が当たり、委員長が選考委員会を主催する。
- 2 委員長は理事または評議員の中から5名の選考委員を選出し、理事長が任命する。但し、推薦者および申請者と同一の講座等に所属する理事または評議員は選考委員になれない。
- 3 各選考委員の任期は当該年度内とする。
- 4 選考委員会内規は別に定める。
- 5 選考基準は別に定める。

(英文名)

第10条 英文表記はJapanese Society of Periodontology (JSP) Young Investigator Research Fundとする。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成26年5月22日から施行する。

- 2 この規程は、平成27年 5月14日に一部改正し施行する。
- 3 この規程は、平成29年 5月11日に一部改正し施行する。
- 4 この規程は、令和2年 5月28日に一部改正し施行する。

選考委員会内規

- 1 委員会は、構成員の 2/3 以上の出席をもって成立する。
- 2 最終候補者の選出には、構成員の過半数の賛成を必要とする。

選考基準

- 1 歯周病学の発展に大いに貢献する気概があること。
- 2 研究経歴と実績から、これからの活躍が期待できること。
- 3 推薦者の評価が高いこと。
- 4 国際的視野に立つ研究者であること。